

身体・知的障害者（児）、精神障害者のために

《在宅で受けるサービス》

■ホームヘルプサービス

家庭での日常生活のお手伝いのためホームヘルパーの支援が受けられます。（※注1）

■訪問入浴サービス

重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。（※注1）

《施設で受けるサービス》

■身体・知的障害者（児）デイサービス

生活の改善・身体機能の維持向上のため、施設に通所しながら機能訓練、給食、入浴などのサービスを受けます。（※注1）

■短期入所

家族が介護疲れなどで一時的に介護できなくなったとき、短期間、施設でお世話します。（※注1）

■グループホーム

知的・精神障害者の自立を助長するため、共同で生活を営みます。（※注1）

■福祉作業所への通所

知的障害などのために雇用されることが困難な方を対象に、通所により就労の場を提供するとともに、指導訓練を行います。

《助成サービス》

■医療費の助成

重度の身体・知的障害者（児）の医療費の自己負担額を助成します。また、入院中の食事や薬の負担額についても助成します。

■福祉タクシー利用券の交付

重度の身体・知的障害者（児）にタクシーの利用券を交付します。交付枚数は年間24枚（人工透析者は96枚）で、1枚あたり1,000円までを助成します。

■補装具の助成

身体障害者（児）が仕事や日常生活の能率向上のため、補装具を購入または修理する費用を助成します。（※注1）

※注1＝利用料の負担があります。 ※注2＝所得制限があります。

高齢者のために

■長寿祝金の贈呈

80歳以上の高齢者に、長寿を祝って祝金を贈ります。

■老人クラブ

高齢者の仲間づくり、生きがい、健康増進のために活動しています。

児童・母子（父子）のために

《助成制度》

■ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担額の一部を助成します。また、入院中の食事や薬の負担額も助成します。

■児童手当

平成18年4月から対象年齢が引き上げられ、小学校修了前の児童を養育している方に月額5,000円（第3子以降は10,000円）を支給します。（所得制限も平成18年4月から緩和されました。）

■福祉カーの貸し出し

車イスを乗せられるワゴン車を無料で貸し出します。

《生活保障》

■難病療養者医療費等助成

特定疾患療養者および小児慢性特定疾患療養者の医療費自己負担額について、1か月以上の継続入院で14,000円を限度に、通院で月額2,000円を限度に助成します。

また、重症認定者には月額2,000円を支給します。

■特別障害者手当

対象者に月額26,440円を支給します。（※注2）

■特別児童扶養手当

知的障害児等を養育している方に月額で1級50,750円、2級33,800円を支給します。（※注2）

■障害児福祉手当

対象者に月額14,380円を支給します。（※注2）

■在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当

対象者に月額10,650円を支給します。（特別障害者手当および経過福祉手当を受給している場合は除きます）

■心身障害児養育手当

知的障害児または身体障害児の養育者に年額10,000円を支給します。

■心身障害者扶養年金制度

障害者（児）を扶養している方が、千葉県心身障害者扶養年金に加入して毎月一定の掛け金を納付すれば、万一の場合、残された障害者（児）に終身一定の年金を給付する制度です。

《給付》

■日常生活用具等の給付

在宅身体障害者（児）に日常生活用具（ベット等）を給付します。（世帯の所得状況により自己負担あり）

■家族介護用品給付

寝たきりの身体障害者（児）を介護する方の負担を減らすため、紙おむつを支給します。

■あさひ健康福祉センター・飯岡福祉センター

仲間づくりやレクリエーション活動、健康増進を図る施設です。

■シルバー人材センター

健康で、働く意欲のある高齢者が、社会参加や生きがいづくりができるように仕事を提供します。

■児童扶養手当

父母の離婚等の理由により、その児童を養育している母または養育者に月額41,720円から9,850円（2人目以降加算あり）を支給します。（所得制限あり）

《家庭児童相談室》

児童についてのさまざまな相談に応じます。相談室は社会福祉課内にあります。

専用電話 ☎62-5362